

アメリカのモバイル・ローヤー像を探る

伊藤博文

1. はじめに
2. ABA の調査報告書分析
 - 2-1. 調査報告書の概要
 - 2-2. 報告書の内容
 - 2-2-1. 法律事務所規模
 - 2-2-2. ICT 専門の職員
 - 2-2-3. ICT 関連投資
 - 2-2-4. ICT 機器導入状況
 - 2-2-5. テクノロジー・トレーニングとサポート
 - 2-2-6. テクノロジー情報
 - 2-2-7. モバイル・ローヤー
 - 2-3. 日本との関連づけ
 - 2-3-1. 弁護士事務所の大規模化
 - 2-3-2. ICT に強いバラリーガル
 - 2-3-3. もっと ICT に投資を
 - 2-3-4. ノートパソコンを携帯する
 - 2-3-5. 法科大学院レベルでも ICT 教育を
 - 2-3-6. 弁護士会は、もっと ICT 情報を
 - 2-3-7. リカレント教育
 - 2-3-8. 弁護士向けの ICT 市場
3. モバイル・ローヤー像
 - 3-1. ICT を使いこなす
 - 3-2. モバイルの二極化
 - 3-3. モバイル環境整備の必要性
4. おわりに

1. はじめに

本稿は、アメリカの弁護士がどのように ICT (Information and Communication Technology) を使いこなしているかを調査するために、モバイル・ローヤーの実像をさまざまなデータから描き、それを検討することを目的とする。

アメリカにおける弁護士連合会, ABA (American Bar Association)⁽¹⁾ は、1990 年以降、会員である弁護士がコンピュータといった ICT 機器をどのように使ってるかについて調査を行っている。アメリカの弁護士の実態を知る上で大変興味深い資料である。2006 年の調査報告書, “2006 Legal Technology Survey Report”⁽²⁾ では、Mobile Lawyer (以下、モバイル・ローヤーと表記) という言葉を使っている。モバイル・ローヤーの意味するところは明確ではないが、弁護士の勤務する法律事務所外で移動体通信機器を用いて情報通信を行う弁護士、広義には、ICT を上手く使いこなしている弁護士といった意味で使っている。本稿もこれに基づき、モバイル・ローヤーという言葉で、このような弁護士像を描くこととする。

(1) <<http://www.abanet.org/>> (last visited Nov. 20, 2006).

(2) この調査報告書の調査・結果集約を行っているのは、ABA の組織である ABA Legal Technology Resource Center <<http://www.abanet.org/tech/ltrc/>> (last visited Nov. 20, 2006) である。ABA の Web Store <<http://www.abanet.org/abastore/index.cfm?section=main&fm=Product.Search&type=pte&cid=150>>1> (last visited Nov. 20, 2006) で購入可能である。この報告書についての簡単な解説は、Laura Ikens, *Survey Says! 2004-2005 ABA Legal Technology Survey Highlights*, available at <http://www.abanet.org/tech/ltrc/publications/surveysays2004_2005.html>; Catherine Sanders Reach, *And Now the Litigators: A Closer Look at the ABA's Tech Survey*, available at <<http://www.abanet.org/tech/ltrc/publications/litigators.html>> (last visited Nov. 20, 2006) 参照。

2. ABA の調査報告書分析

2-1. 調査報告書の概要

ABA は弁護士の ICT 利用について法律事務所毎に調査しており、1990 年以降、弁護士・法律事務所の技術スタッフ・事務所経営者からの情報を対象としてきたが、2001 年より、調査は弁護士だけを対象とすることとしている。特に、2006 年報告書は、法律事務所の規模による区分だけでなくテクノロジー別による区分がなされている。この調査報告書は、ユーザ環境もしくはテクノロジー利用の分野別に注目して、(1)法律事務所テクノロジー、(2)訴訟と法廷テクノロジー、(3)ウェブ及びコミュニケーション・テクノロジー、(4)オンライン調査研究、(5)モバイル・ローヤーの 5 巻で出版されている。本稿は、最後の「モバイル・ローヤー」を中心に分析を行っている。

さらに、この「モバイル・ローヤー」報告書を基に、法律事務所規模、ICT 専門の職員、ICT 関連投資、ICT 機器導入状況、テクノロジー・トレーニングとサポート、テクノロジー情報、モバイル・ローヤー像について、項を改め分析することとする。

2-2. 報告書の内容

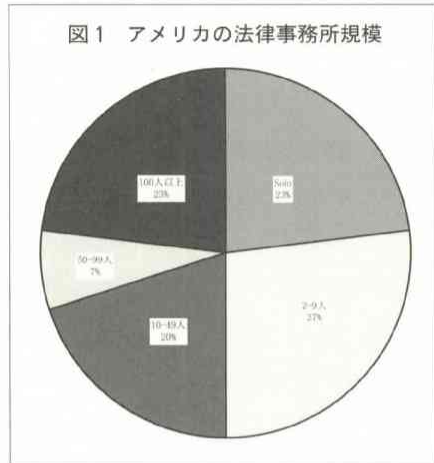
2-2-1. 法律事務所規模

アメリカの法律事務所というと Baker & McKenzie (弁護士数 3,400 人)⁽³⁾ とか Sullivan & Cromwell (弁護士数 600 人)⁽⁴⁾ といった大規模 Law Firm (法律事務所) を連想するが、実態は小規模の法律事務所が意

(3) <<http://www.bakernet.com/>> (last visited Nov. 20, 2006).

(4) <<http://www.sullerom.com/Home.aspx>> (last visited Nov. 20, 2006).

外に多い。ABA の報告書は、法律事務所の規模別集計を行っている。その実態は右図 1 円グラフのように、23%が弁護士一人しかいない個人弁護士事務所 (Solo と呼ぶ) であり、27%が弁護士数 2~9 人の小規模法律事務所、20%が弁護士数 10~49 人の弁護士事務所、7%が弁護士数 50~99 人の弁護士事務所、23%が弁護士数 100 以上の大規模弁護士事務所という構成になっている。



回答者である弁護士の年齢は、34%が 50~59 歳、22%が 40~49 歳、18%が 60~69 歳、17%が 30~39 歳、5%が 70 歳以上で、回答者の平均年齢は 51 歳であった。また、弁護士の男女比は、7 対 3 で、それはあらゆる規模の法律事務所でも同じであるとしている。2006 年の回答者では、全体の 70%は男性であったが、40 歳未満の回答者では男性は 51%だけであった。男性の回答者は年齢区分と共に増加し、40~49 歳では回答者の 64%、50~59 歳では 74%、60 歳以上では 89%が男性であった。これは法律事務所の雇用における男女平等を意識してのことであろうが、女性弁護士の台頭は比較的最近のことであるから、年老いた男性弁護士と若い女性弁護士が多いという像が浮かび上がってくる。

なお、アメリカの大規模法律事務所が世界の中でどのような位置づけにあるかは、次頁の表 1 を参照していただきたい。収入別ランキングのトップ 25 のほとんどはアメリカの法律事務所が占めている。

表1 世界の法律事務所ランキング The Lawyer Global 100-1-25⁽⁵⁾

Rank	Firm	Turnove (£M)	PEP (£K)	Country	Profit (£M)	Margin (%)
1	Clifford Chance	1,030.20	810	UK	309.6	30
2	Linklaters	935.2	1,063	UK	375.3	40
3	Skadden ARPS Slate Meagher & Flom	884.6	1,049	US	395.6	45
4	Freshfields Bruckhaus Deringer	882.1	830	UK	432.3	49
5	Latham & Watkins	776.1	879	US	356.9	46
6	Baker & Mckenzie	742.9	418	US	251	34
7	Allen &Overy	736.3	788	UK	269.7	37
8	Jones Day	706	396	US	191.1	27
9	Sidley Austin	617.6	679	US	209.7	34
10	White & Case	574.7	681	US	184	32
11	Weil Gotshal & Manges	558.5	1,005	US	198	35
12	Mayer Brown Rowe & Maw	538.5	525	US	224	42
13	Kirkland & Ellis	533	1,165	US	224	42
14	DLA Piper (US)	489.3	549	US	137	28
15	Sullivan & Cromwell	480.8	1,324	US	209	44
16	Greenberg Traurig	472.8	599	US	148	31
17	Shearman & Sterling	458.8	761	US	145	32
18	WilmerHale	447.8	503	US	163	36
19	O'Melveny & Myers	444	887	US	193	44
20	Morgan Lewis & Bockius	442	549	US	137	31
21	Mcdermott Will & Emery	439.3	703	US	203	46
22	Cleary Gottlieb Steen & Hamilton	417.6	1,077	US	183	44
23	Gibson Dunn & Crutcher	409.9	898	US	227	55
24	Simpson Thacher & Bartlett	399.5	1,302	US	202	51
25	Lovells	396.2	571	UK	133	33

(5) <http://www.thelawyer.com/global100/2006/tb_1-25.html> (last visited Nov. 20, 2006).

日本の法律事務所は、規模や収益力においても世界レベルには追い付いていない。特に収益を尺度としたランキングでは、世界で100位以内に入る日本の法律事務所は皆無である。世界経済における日本経済の大きさを考えると、この低ランクは憂慮すべきものである。つまり世界の法市場は、殆どアメリカとイギリスの法律事務所によって握られているということになる。

2-2-2. ICT 専門の職員

2006 年以前の調査でも同様であったが、回答者の 41%は、自らの法律事務所には、技術専門職員（Internal technical support staff）がいないと答えている。一方で、回答者の 17%は技術専門職員が 1 人いて、8%には 2 人の技術専門職員、9%は 3~4 人の技術専門職員、29%は 5 人以上技術専門職員がいると回答している。

法律事務所規模別で見ると、弁護士数 10~49 人規模の法律事務所の 22%は、全く技術専門職員をかかえておらず、30%が 1 人の技術専門職員を持っている。弁護士数 50~99 人規模の法律事務所での回答者の 30 パーセントは、3~4 人の技術専門職員がいて、38%は、5~9 人の技術専門職員がいる。弁護士数 100 人以上の法律事務所の約 3 分の 1（31%）は、10~24 人の技術専門職員をかかえている。

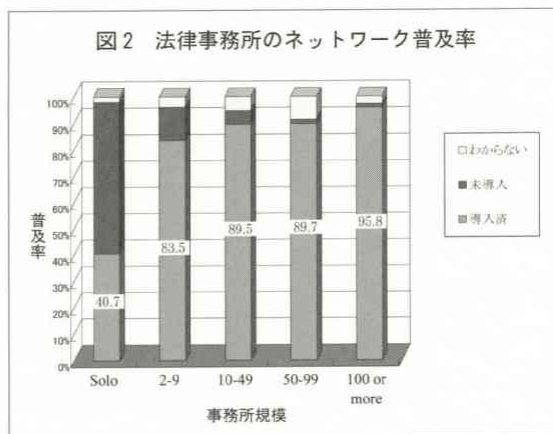
2-2-3. ICT 関連投資

大規模法律事務所ほど ICT に対して投資をしており、専門のスタッフを揃えている。回答者の 60%の法律事務所がテクノロジー向けの予算を組んでおり、この予算額は法律事務所の規模と関連している。個人開業弁護士の中では 35%しかテクノロジー向けの予算を組んでいないが、一方、弁護士 100 人以上の規模の法律事務所では 85%以上が、自らの法律事務所がテクノロジー向けの予算を組んでいるとしている。

2-2-4. ICT 機器導入状況

ほとんどの法律事務所内でコンピュータネットワークが使われている。モバイル・ローヤールとして用いる機器はノートパソコンが中心である。インターネットやメールを使うには、法律事務所内のデスクトップ・パソコンを使う。これが大規模法律事務所ほど、ノートパソコンを使うようになる。

個人法律事務所の30%が、これからの12ヶ月以内にノートパソコンを購入する予定であり、38%は購入する予定はないとしている。小規模法律事務所（2～9人の弁護士）の回答者の28%が、来年



内に新しいノートパソコンを購入する計画を持っている。全体では、回答者の法律事務所の25%がこれからの6ヶ月以内に新しいノートパソコンを購入することを計画している。

回答者の23%が、これからの6ヶ月以内にPDA（Personal Digital Assistants）⁽⁶⁾、スマートフォン⁽⁷⁾、ブラックベリー⁽⁸⁾のいずれかを法律事務所が購入する予定であるとしており、これは昨年の統計データに比べて15%の増加とされる。個人法律事務所と小規模法律事務所の回答者の4分

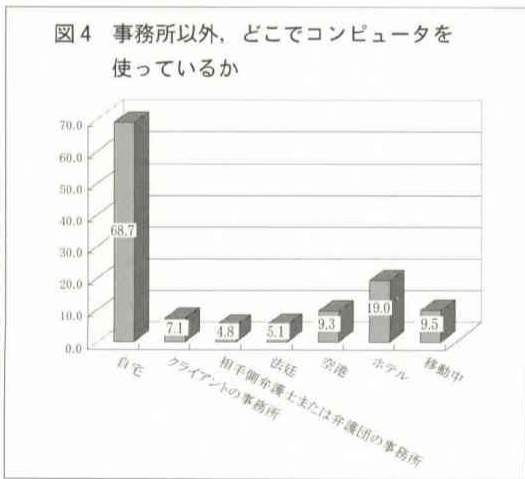
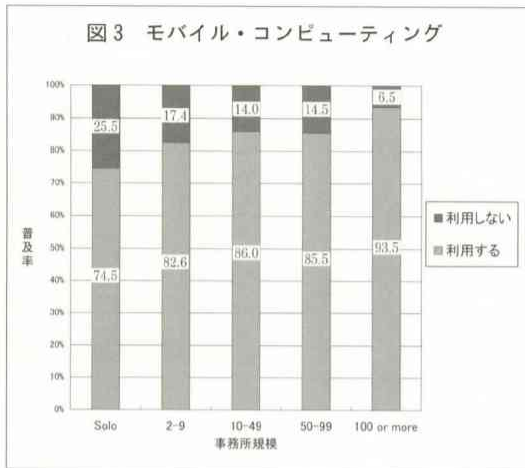
(6) Personal digital assistants (PDAs) <http://en.wikipedia.org/wiki/Personal_digital_assistant> (last visited Nov. 20, 2006).

(7) スマートフォンとは、端末に大きめのカラーディスプレイを備え、音声通話の機能以外にインターネットコンテンツを閲覧したりメールを送ったり、メッセージ機能といったネットワークコンピューター的な機能を利用できる携帯電話のこと。また、今までの電話機にはなかった電子マネー機能やスケジュール管理、メモ機能など、PDAが持つような機能を備え、さらにインテリジェント化したものを指して言う場合もある。<<http://k-tai.impress.co.jp/cda/article/keyword/9289.html>>; <<http://en.wikipedia.org/wiki/Smartphone>> (last visited Nov. 20, 2006).

(8) Research In Motion社の携帯端末の商品名。<<http://en.wikipedia.org/wiki/BlackBerry>> (last visited Nov. 20, 2006).

の1が、これからの12ヶ月内にそれらの機器を購入する予定と回答しており、これは2004～2005年に比べると、それぞれ12%と17%の上昇である。また個人法律事務所の半数と小規模法律事務所の回答者の42%は、PDA、スマートフォンまたはブラックベリーのいずれも購入する予定は無いと回答している。

これまで過去の調査においては、ハンドヘルド・コンピュータとかPDAを最後に購入したのはいつかと尋ねてきたが、今回の回答者には、ブラックベリー、スマートフォン、PDAなどを自らの法律事務所が最後に購入したのはいつかと尋ねている。総じて、2004～2005年の調査では23%、2003年の調査では21%、2002年の調査では19%であったのに対し、回答者の35%が、自らの法律事務所が過去6ヶ月内にこれらの機器のいずれかを購入したと回答している。これまでそのような機器を購入したことがないと回答した



個人法律事務所の数は、以前の調査時の56%から48%へと下落している。大規模法律事務所は、過去6ヶ月内にPDA、スマートフォン、ブラックベリーのいずれかを購入しており、弁護士数50~99人規模の法律事務所では56%、弁護士数100人以上の法律事務所では60%がいずれかを購入したと回答している。

2-2-5. テクノロジー・トレーニングとサポート

回答者の多くは、事務所内の技術職員（Internal technical support staff）から学ぶのが効率的であると答えている。全体として、回答者は、コンピュータに関連する問題を解決するときの技術サポートには、事務所内の技術専門職員に頼っている（52%）。次いで、コンサルタント（43%）、製品技術販売者による電話もしくは電子メールによるサポート（39%）、販売者が提供するウェブ・サポート（36%）、事務所内部の技術専門でないスタッフのサポート（30%）、コンピュータ・ソフトウェアに附属する印刷物（25%）であった。この中で、回答者が最もよく頼っているものはどのタイプのサポートかと尋ねたとき、回答者は再度、事務所内の技術専門職員（45%）と答えているのが特徴的である。

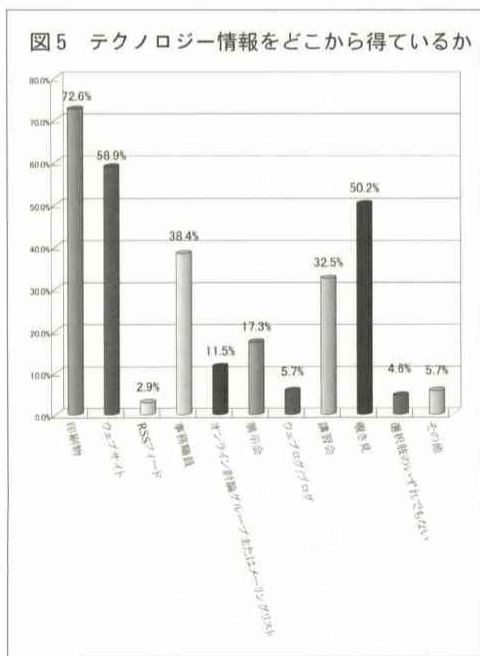
しかしながら、事務所の規模別で見ると、個人法律事務所は、一般に事務所内に技術サポートを持っておらず、製品を勧めてくれたコンサルタント（28%）に最も頼っており、製品販売者の電話または電子メール・サポート（27%）、製品販売者が提供するウェブ・サポート（16%）となっている。小規模法律事務所の回答者は、コンサルタント（47%）、事務所内の技術スタッフもしくは技術専門でない専門職員（それぞれ16%）を利用しているようである。事務所の規模が大きくなるにつれ、当然のこととして技術専門スタッフに頼ることとなり、弁護士50~99人の法律事務所では回答者の92%、弁護士100人以上の法律事務所では95%が、最も事務所内の技術専門職員に頼っていると回答している。

2-2-6. テクノロジー情報

報告書に依れば、最新の技術情報は、弁護士会のホームページから入手していると多くが回答している。回答者が、法的テクノロジーについての情報源トップ5とするものは、印刷物(73%)、ウェブサイト(59%)、同僚(50%)、事務職員(38%)、知識習得目的の会議等(33%)であるとしている。

印刷物の中で、もっとも利用されているのは、ABA ジャーナル(52%)、州および地方の弁護士会による定期刊行物(31%)、ABAのLaw Practice(17%)と答えている。回答者の約5分の1が、州および地方の弁護士会ウェブサイトから、法的テクノロジーについての情報を得ており(19%)、また一方、17%がABAのウェブサイト上の弁護士実務管理セクションを使っており、13%がABAのサイトの実務一般、個人小規模事務所向けウェブサイトの法的テクノロジー情報を利用してしていると答えている。

しかし、回答者のほとんど半数(47%)が、テクノロジー情報を得ることにウェブサイトを使わないとも答えている。掲示板による議論は余り一般化しておらず、回答者の77%がオンラインのディスカッション・グループやメーリングリストなどを使っていないと答えている。これはかなり、2004~2005の調査数字92%から下がっているとされる。

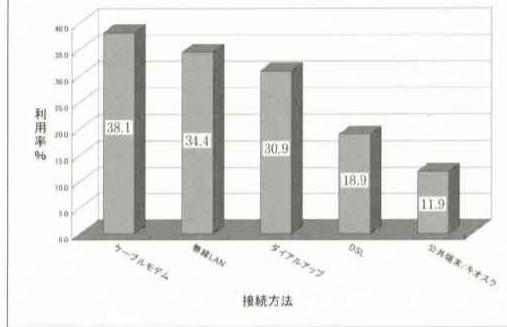


2-2-7. モバイル・ローヤー

モバイル・ローヤーの
仕事場は事務所以外では
自宅である。事務所外で
コンピュータを使う弁護
士は 83.4%にも及ぶ。
また、法廷内でノートパ
ソコンを使う弁護士は殆
どいない。モバイル・ロー
ヤーが使うのは、自宅、
クライアントの事務所、

相手側弁護士もしくは弁護士団員弁護士の事務所、法廷、空港、ホテル、移動中であるが、最もよく使うのは自宅であり、その次はホテル、空港と続いている。

図6 事務所外でインターネットにアクセスする方法・トップ5



2-3. 日本との関連付け

今後アメリカにおけるモバイル・ローヤーの動向がどのようになるかについては幾つかの傾向が予想可能であるが、ここでは、日本の弁護士との関連について、この報告書から読み取り得る点を検討してみたい。

アメリカの弁護士像のトレンドが日本の弁護士像の未来を予想させるものであることは容易に理解できる。なぜならば、日本の司法制度改革が、アメリカ型の法化社会を範とし、法科大学院制度のように、アメリカ型の弁護士養成手法を導入したからである。この考えに立てば以下のような予測が可能である。

2-3-1. 弁護士事務所の大規模化

司法制度改革の一環として、アメリカ型の法曹養成手法を導入し、弁護士数を大量に増やすという法曹養成政策からは、当然のこととして、弁護士市場での飽和が予想できる。その結果、弁護士間競争が活発になり、事務効率化のために法律事務所の集約化が始まり、結果として法律事務所の大規模化が始まると予想できる。ここで求められるのは、他に秀でた能力をもった弁護士であり、仕事により効率的に処理できる法律事務所である。

2-3-2. ICT に強いパラリーガル

アメリカの法律事務所における ICT ニーズの高まりに示されるように、今後も大規模法律事務所が増えれば、当然のこととして ICT に強いパラリーガルが必要となる。弁護士自身が常に最先端の ICT 情報を身につけて、ICT を活用していくことにはそれなりの意味はあるが、しかし、ICT 機器の発達が非常に高度になってくると、もはや法律の専門家としての弁護士の役割分担を超えた能力を要求される場面が出てくる。そのためにも、ICT に強いパラリーガルの出現が不可欠となり、安定してそのような人材を生み出す場が必要となろう。

2-3-3. もっと ICT に投資を

アメリカの法律事務所においては、大規模法律事務所ほど多額の投資を ICT に行っている。これは日本でも同様となり、今後も大規模法律事務所は、更なる ICT 投資が必要となる。世界の弁護士市場はアメリカやイギリスの法律事務所によって占められているが、今後日本の法律事務所が、日本経済の実力に見合った地位を占めるようになるためにも、そして司法制度後進国とならないためにも投資が必要である。

2-3-4. ノートパソコンを携帯する

これからの弁護士は、ノートパソコンを常に持ち歩いて、どこでも仕事をすることが求められる。モバイル環境の充実と今後の発展から考えれば、弁護士が事務所内ですべての仕事ができるわけではなく、さまざまな場所への移動中、および移動先で、仕事ができることは不可欠となる。一般ビジネスマンには当然の姿となっているのであるから、これからの弁護士に必ずや求められる姿である。特に、弁護士一人だけの法律事務所では、弁護士一人がこなすべき仕事が多岐にわたり、できるだけ事務効率を上げるためにも、ノートパソコンを携帯することが必要となる。軽量で可搬性に富む PDA などのモバイル専用端末は、法文書作成のような用途には適さないで、やはりキーボード付きのノートパソコンの携行が必要となろう。

2-3-5. 法科大学院レベルでも ICT 教育を

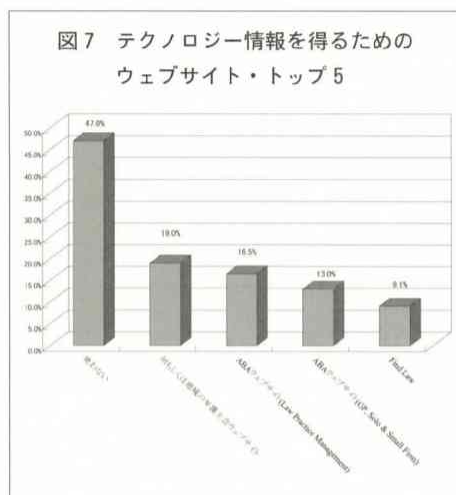
法曹養成教育機関である法科大学院にも、ICT 教育を行う場としての役割が求められる。法科大学院レベルでも正規科目として、法律学に特化した ICT 教育を充実させる必要がある。実務家となる前段階の教育の場として、法科大学院の果たすべき役割は大きい⁽⁹⁾。

2-3-6. 弁護士会は、もっと ICT を

日本の弁護士会は、弁護士会員向けにもっと ICT 情報を提供する必要がある。アメリカの弁護士会のウェブサイト（州と地方レベルで）およびその機関誌は、ICT 情報を常に発信し続けており、会員である弁護士も

(9) 伊藤博文「法科大学院教育におけるノートパソコンの活用－愛知大学法科大学院における取り組み－」愛知大学法学部法経論集第 168 号 61 頁 (2005 年), available at <<http://cals.aichi-u.ac.jp/products/articles/UsingLaptopInLSE.pdf>> (last visited Nov. 20, 2006)。アメリカのロー・スクールでこのような教育が行われているわけではないが、必要なのは明白である。いずれアメリカでもこのような教育が行われると思われる。

これを重要な情報源にしている（右図7参照）。この状況は、今後日本の弁護士会に求められる役割と考えられる。弁護士会が果たせる役割はもっと大きいと予想できる。



2-3-7. リカレント教育

めまぐるしく変化する ICT 情報を正確に把握し実務に役立たせるためには、何年も弁護士を務めてきたベテラン会

員にも教育および再教育の場を設けなければならない。よって、弁護士会が、実務で ICT を活用できるようなリカレント教育を行う場をもっと積極的に設けるべきである。そのような場が設けにくい場合は、法科大学院との協働により、リカレント教育を充実させることも考えられる。

2-3-8. 弁護士向けの ICT 市場

弁護士向けの ICT 市場は今後も規模を拡大すると予想できる。法律事務所での ICT 普及、そしてオンラインデータベース活用の広がりにとともに、弁護士向けの ICT 市場は規模を増すことは当然であろう。市場規模の拡大に伴い、新たな弁護士向け製品の開発などが行われ、さらに拡大することが予想される。

以上の予測からも、ICT を駆使できるモバイル・ローヤーが今後更に一層必要となり、それに対応した環境整備が不可欠であることが理解できる。

3. モバイル・ローヤー像

モバイル・ローヤーとは、上述したように、弁護士事務所外で ICT 機器を使いこなしている弁護士を指している。しかし、その実情は ABA の報告書から垣間見られるように、最先端技術を駆使して弁護士実務に役立っている者から単に携帯電話を仕事に使っている程度の者まで多岐にわたっていることが分かる。ここでは、用語としてモバイル (Mobile) を、ICT 機器を使いこなすことと広義に捉え、そのモバイルの意味を紹介しながら、弁護士が ICT を使いこなす、つまりモバイル・ローヤー像とはどのようなものなのか述べてみたい。

3-1. ICT を使いこなす

ICT 機器、特にパーソナル・コンピュータの進化にめざましいものがある。なかでも、ノートパソコンの小型化・軽量化・可搬能力向上という方向での技術的発展にはめざましいものがある。また一方で、PDA (Personal Digital Assistants) といった機器に代表されるようにポケットに入る小型コンピュータというべきものが、かなりビジネスの世界では普及してきている。ビジネス・ローヤーとして、ビジネスマンとの接点が多い弁護士には、スケジューリング (予定管理)、プレゼンテーション、電子メール、ウェブ・アクセスなどの情報通信が不可欠である。特に事務所内に留まってデスクワーク環境で仕事をするのが希な弁護士には、移動の時間中にこれらの作業をこなせることは、仕事の効率性からも大きなメリットとなる。

3-2. モバイルの二極化

目的地への移動中に情報源にアクセスするというモバイル・アクセスの

利用に関しては、大きく二極化しているとされる。1つは、メールだけを閲覧するために携帯電話を使うといった利用方法であり、もう1つは、さまざまな情報源やコンテンツを屋外からアクセス利用するためにノートパソコンを利用する場合である¹⁰⁾。

前者は、外出先では電子メールのチェックのみを行い、文書作成などの作業は事務所で行うという利用方法である。法律事務所宛に送られるメールを携帯電話に転送設定しておき、逐次メールをチェックする方法で、緊急を要するメールだけに簡単な文面で携帯メールで返事を書くのである。ICT 機器をシンプルに使いこなそうする方向である。後者は、移動先でも事務所内でも同じノートパソコンを使い、外出時もノートパソコンを使い、どこでも仕事をこなしてしまうという利用方法である。常に、ノートパソコン機材一式を持ち運ぶという手間はかかるが、事務所という場所的制約に縛られずにどこでも仕事ができるというメリットがある。この場合、ノートパソコンは単なるタイプライタ代わりではなく、事務所のサーバーと連携して情報管理ができるという環境、そしてネットワーク接続がなくても最小限の文書作成などができるデータがノートパソコンにインストールされている必要がある。より高度な ICT スキルを持ちながら、ICT 機器を高度に活用し弁護士業務に役立てようとする方法である。このノートパソコン携帯にとってのマイナス要因は、個人情報保護に代表される情報漏洩といったセキュリティ問題である。一部の企業ではノートパソコンを社外に持ち出すことを禁じて情報漏洩対策を行っており、個人情報を扱う弁護士にとってもこの問題は重大である。セキュリティ問題は今後の重要課題とされよう。

この二極化のなかで、これからのモバイル・ローヤーの進むべき方向は、

¹⁰⁾ <<http://www.keyman.or.jp/3w/prd/34/30001434/?vos=nkeyadww10001854>>
(last visited Nov. 20, 2006).

弁護士自身の ICT スキルに大きく依存するが、やはりノートパソコンを持ち歩き、移動先でもどこでも仕事を行う弁護士像であろう。これが最も効率的な業務形態となると考えられるのである。

3-3. モバイル環境整備の必要性

モバイル機器を使いこなして仕事をしようとしても、まだまだインフラが整っていないというのが現状である。未だモバイル環境が未成熟であることは否めない。これは日本に限ったことではなく、アメリカでも同じような状況である。

第1に、モバイル機器の代表である PDA (Personal Digital Assistants) が大きく進化したと言っても PDA の多くは、タッチペン程度の操作機能しかなく、ノートパソコンのように QWERTY キーボードを両手で使いながら文書作成するといった使い方からすれば、使い物にならないものが多い。電池寿命も十分ではなく、たびたび充電が必要となるのは煩雑である⁽¹¹⁾。

第2に、携帯電話の進化についても同様である。携帯電話の進化の方向は、あくまでも電話機能を主眼としておかれている。よって携帯電話で行えるメール通信には、文字数制限があったり、テンキーを使った文



SHARP 社製 PDA, WS003H

(11) 写真は筆者が使用している SHARP 社製 PDA, WS003H である。この PDA の特長は、PHS としての携帯電話、インターネットアクセス、無線 LAN といった機能および QWERTY キーボードを備えている点である。しかし、この程度の QWERTY キーボードではタッチタイピングは無理であり、素早い文字入力はできない。ブラウザとしては OPERA を使っており、写真は、裁判所のホームページ <<http://www.courts.go.jp>> を出しているところ。

字入力のため、変換速度が遅く、文書作成には使えない。

第3に、ネットワーク環境整備が不十分である。日本のどこでもインターネットに接続しているというユビキタスな社会の実現には、まだ超えなければならないハードルが多い。モバイル環境にとって、ネットワーク環境が無くしては仕事にならないが、場所の移動中にアクセスできる通信環境は整っていない。携帯電話環境の進んでいる日本においても、通信環境の成熟度は十分とは言えない。たとえば、携帯電話を使えばウェブ・ブラウザ、メールが使えるといっても、通話可能地域には、離島や山間部などは含まれておらず、弁護士が事件現場に出向いても通話できないことは問題である。また、通信できるといっても、現在主流の3G携帯電話⁽¹²⁾では、通信速度が遅くデータ通信という面ではメール送受信程度にしか使えず、ブロードバンド上でのウェブ・アクセスといった本格的なインターネット利用としては使いものにならない。そして、多くのモバイル・ユーザーが利用するPHSによる通信でも同様である。料金定額によるコスト面のメリットはあっても、通信速度が128Kbps程度でとてもブロードバンドには及ばない。また、携帯電話による通信では384Kbps程度の通信速度は確保できるが、パケット料金が高額でとても自由に使える金額ではない。次世代のモバイルは無線LANを使った携帯電話規格(4G)⁽¹³⁾であると予想されるが、無線LANも思うように普及しておらず、今後の検討課題である。

政府(総務省)の目指すu-Japan計画⁽¹⁴⁾、つまりユビキタス・ネットワーク社会の実現にはまだまだクリアしなければならないハードルが多く、

(12) 3G【第3世代携帯電話】<<http://e-words.jp/w/3G.html>> (last visited Nov. 20, 2006) 参照。

(13) <http://www.ktab.go.jp/kenkyuukai/h17/hp_handover_top/hp_handover_contents/2-46doukou.pdf> (last visited Nov. 20, 2006) 参照。

(14) <http://www.soumu.go.jp/menu_02/ict/u-japan/index2.html> (last visited Nov. 20, 2006).

実現はまだ先のことのようにある。ユビキタスの言う「いつでもどこでも」というネットワーク環境を実現するには、まだまだインフラ整備が不十分であり、都市部を中心とした地域だけの普及が進むだけで「どこでも」の意味が、限定された地域だけのものになっている。よって、都市部のモバイル・ローヤーには好ましい環境であるが、一歩都市部を出ればそれは以前と変わらぬ環境であり、その落差は情報格差（Digital Divide）を生んでいる。モバイル・ローヤーは、都市部の弁護士だけの一現象に過ぎなくなってしまう。あらたな司法過疎を生み出さないためにも、ユビキタス社会がユビキタス（遍在）に実現することが望まれる。

4. おわりに

ここまで ABA の調査報告書を検討しながら、モバイル・ローヤー像を描いてみたのであるが、その実像が語るものは日本の近未来に参考になるものであり、さまざまな問題点が浮かび上がってきている。本稿で指摘した問題点の検討も今後の課題としたい。特に、このような調査が日本では殆ど行われていないのも問題であり、実施することが問題解決のはじまりであろう。世界でトップレベルの ICT 立国を目指すに相応しい有能なモバイル・ローヤーを生み出すためにもこの分野の研究・教育が必要となってくると思われる。

本稿は、愛知大学研究助成共同研究 B 「弁護士実務における IT 利活用の向上」による研究助成による研究成果である。このような研究助成を与えていただいた愛知大学に感謝したい。

